

みどろり 水土里ネット広報

〒879-6115
大分県竹田市荻町馬場426番地1
荻柏原土地改良区
TEL 0974-68-2238
FAX 0974-68-2239
http://www.midorinet-osi.com

No.45

わたしたちは70年前の 轍を踏まない!!

農水省大野川農業水利
事業の現状について

70年前大谷ダムは貯水量 200 万 m³として計画されました。建設途中で火山灰土では漏水が大きく、かんがい期前に 70 万 m³しかたまらないことがわかりダム堤高を下げて規模を縮小しています。そのときから少ない用水を時間給水で分け合って他所にない苦勞を農家の方々は続けてきました。これまでの湛水試験の結果、大蘇ダムは地山全体から漏水があり局地的な漏水対策工事では抜本的に機能を回復できない…4 段に綺麗に並んだ阿蘇火砕硫の調査を精密に行って工事を施工した結果漏水が発覚したので農水省に瑕疵責任はない、本年 3 月に農水省水資源課長は農家を前にしてそう説明しました。

国営大野川上流農業水利事業の受益面積 2158ha（水田 802ha 畑 1356ha）の内、その 63%にあたる 1360ha（水田 802ha 畑 558ha）には現状の漏水が激しい大蘇ダム機能で十分まかなえる…3 月に農水省は農家にそう説明しました。詳しく後述しますが、これに対して実際の現場を抱える荻柏原土地改良区は水田補水にも足りないのが現状だと反論します。

5 年間の長い期間をかけて今年 4 月～5 月にダム湖をカラにして河川管理者に提出する最後のデータを農水省が取ったのだと考えます。1360ha の受益地には現況の大蘇ダムで給水できるというシナリオは、既に平成 19 年度に書かれていたのではないかと、最終データを取るまでの間シナリオをふせていたのではないかと。これからは、受益面積を減らして数字あわせをします。水田補水の農家はそうガツガツするな、少なくとも大蘇用水が流れるだけは前よりましだろと言いながら、今度は荻柏原土地改良区の水利権を数字あわせしようと

農水省大野川上流農業水利事業のなりゆきが危ぶまれています。今年 3 月 15 日に開催された農水省本省ならびに九州農政局を招いての大蘇ダム機能完全化を求める受益者大会で、本省の島田水資源課長は「水漏れダムを造ってしまった責任は農水省にはない」という趣旨の発言をしております。学識経験者のダム技術検討委員会が綿密な調査を基にして工事着手を決定しそれに基づいて工事を進め、竣工後に湛水試験を試みたら計画どおりの貯水能力がなかった。だから、農水省にダム建設に対する瑕疵責任はないと説明します。

また、玉来川平川頭首工からの補水や、雨の量を基にしてダム流入量や、水田や施設野菜に給水するという一方的なシミュレーションを提示して「県営事業採択済みの水田 802ha、畑 558ha 合わせて 1360ha には概ね 10 年に 1 回程度は渇水になるものの後の年は不足なく用水供給ができる」と説明します。

農水省は「大蘇ダムは 1360ha の受益地には計画どおり給水できます」と説明します。これは、大蘇ダム集水面積 26km²に降雨量、降雨時期、大谷ダム水利用も考慮したシミュレーション…シミュレーションと農水省が言うのでこのような表現になりますが、集水面積が大蘇ダムの倍ある大谷ダムの流入量が例年一日に 25000 m³から 35000 m³になる 5～6 月におかしいことに農水省は大蘇ダムはとっぴとっぴと音をたてて貯水量を増やしていくと想定しています。現実はいかにもなりません。数字が一人歩きして、これをもとに「大蘇ダムは漏水対策工事をしなくても 1360ha に給水が可能



大蘇ダムの状況（平成 21 年 5 月 26 日）

するでしょう。そんな劇場からは降壇して 22 年度から 10 年を期間にして用水利用を実際にやり本当に 10 年に 1 度だけ大蘇用水は足りないのか実証してもらったほうが、受益者にはわかりやすくよいのではないかと考えたりします。

大蘇ダムの漏水を止めるのではなく隣の玉来川からの補水機能強化や畑受益面積を削って数字だけの全体用水利用計画をつくり事業終了の意味づけをしようとしているように思われてなりません。

かんがい期前の 4 月当初に 350 万 m³以上の貯水量が確保できる大蘇ダムでないと水田補水は足りません。法面の崩落を止めてくれないと維持管理は難しいものになりそうです。

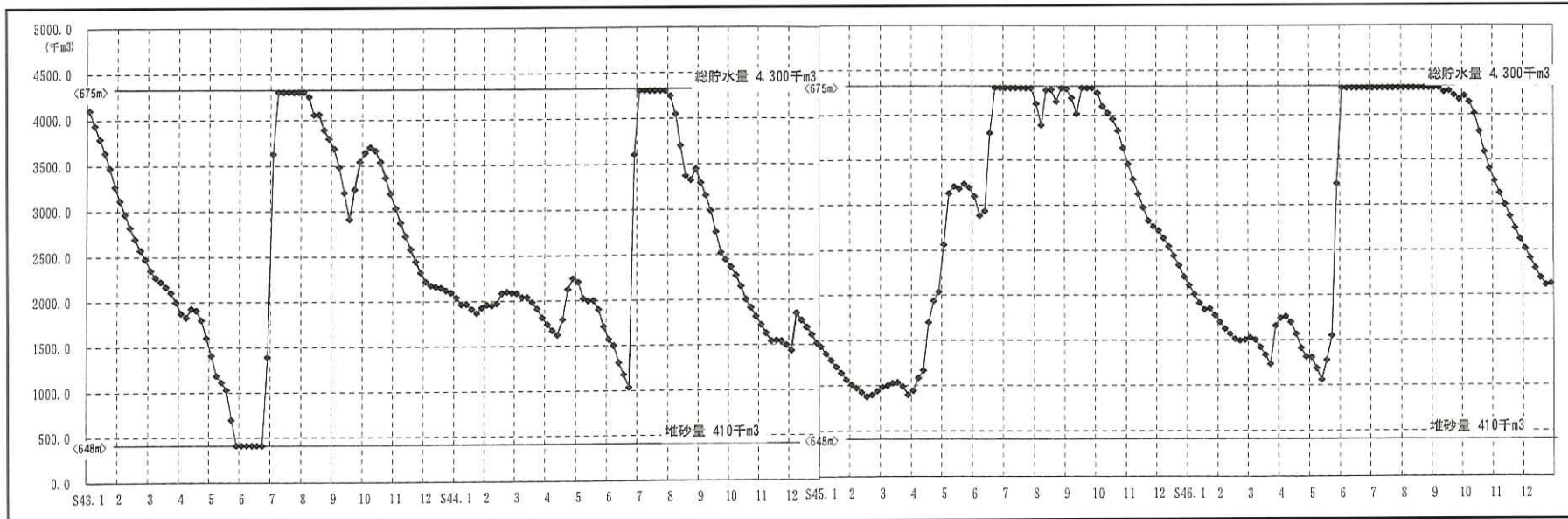
です。これ以上は畑かんがい面積が増える可能性は薄いのもう手をいれませんが」と言っているように受け止められます。それぞれの農家は新しい農業用水に一家族の生活をかけています。

「30 年かけて漏水ダムを造ってしまった」と陳謝した農水副大臣「農家の期待を裏切らない農水省事業とします」と述べられた若林農林水産大臣、農水省の職員に対して「このような説明で地元農家は納得すると思うか」と本省の担当者に迫った石破農水大臣、手を差し伸べようとする為政者のお気持ちはほんとうに有難い、そして 30 年間ひたすら新しい水源を待ち続けてきた農家の思いを裏切らない農水省事業としてほしい。



大蘇ダム貯水量（浸透量考慮）推移グラフ

(2009年3月九州農政局提示)



改良区は河川管理者から補水総量の変更や魚道施設変更の許可をとってのちに、実際に大蘇ダム用水を使って今の大蘇ダムの現状でかんがい時期に用水が足るのか実証することを求めています。平成20年度と21年度の大蘇用水の試験通水は適時なものではありませんでした。ですから、水利用の方法を関係改良区と打ち合わせをして通水したうえで検証するようにお願いをしています。

ところで、シミュレーションでは過去40ヶ年のうちS43、H6、H7、H13で大蘇ダム用水は不足して、残りの36ヶ年は用水不足が生じないと自信をもって農水省が断言します。これについて、過去70年間にわたり制限給水を続けて毎年水不足に泣く地元受益者には農水省の説明内容が現実とそぐわないので虚構であると考えています。

農水省の提示した大蘇ダム貯水量（浸透量考慮）推移グラフによれば、昭和43年1月410万m³からシミュレーションが始まります。これから水田、畑を合わせて1360haに給水するとして、いきなり6～7月は最低水位となり、梅雨か台風で満水位になり、翌44年の4月初めは185万m³、これから5月初めまで65万m³貯水して6月下旬には100万m³、それから前述のとおり推移し、昭和45年4月100万m³、それから6月初めまでに一挙に200万m³溜め込んで300万m³の貯水量となり、6月下旬に満水位になる、後は同じようなパターンが続きます。地元農家はこんなことは絶対ないと知っていますから、前述どおり農水省の方にはこれから数年間の現状を確認してもらい、グラフの間違いを確認してもらわないと双方歩みよりができません。このような「シミュレーション」で水利用構想が受益者に提示できるのでしょうか。

ダムの持つ個性は数十年たっても建設当初と余り変わりません。70年経過した大谷ダムも5年の大蘇ダムも例に漏れることはありません。大

蘇ダムも大蘇川からの流入量が少ないので非かんがい期にどれだけ玉来川の平川頭首工から取水できるかにかかっています。平川頭首工から取水しなければ、かんがい期前で貯水量は80万m³～120万m³だと思われます。当初計画からかけ離れすぎているので畑受益地の面積を落とすだけでは水利用計画が立ちません。

毎年4月10日に行われる「水恩祭」式典で、水をもとめて苦勞した先人の遺徳に献花をした小学校5年生のこどもがこんなことを教えてくれました。「とまと一粒は水の一滴です」お母さんがそう言ったそうです。まさに命の糧となる水の大切さを痛いほど知って、こどもに水の大切さを教えたのだと思います。

改良区は農水省に責任があると言った事はありませんし、責任がないと言った事はありません。ただ、受益者に計画どおり農業用水を届けて下さいとお願いをし、それに対してだれの責任でもないが水がほしいければ相応の負担をせよと言うのであれば、農家はダムを造ってくれと申請したのではなく農業水利を造ってくれと申請したのだから、計画どおりにしてほしいと繰り返しお願いをします。

70年前に大谷ダムが築造されたとき計画では200万m³を超える貯水能力でしたが、火山灰土のダム湖の漏水が激しく計画のとおり貯水能力がありませんでした。18時間、30時間給水はここから始まりました。われわれは再び、大蘇ダムで70年前の轍を踏むことはしません。総代会に対しては、漏水量は想定内と2年間言い続け、更に2年間は漏水が分かれば対処しますと言い続け、ここにきて受益面積を落とせと農水省は言う。

農水省事業の歴史に刻まれるように、われわれはこれから起ちあがる！

総代・理事・監事の定数削減に向けて

総代定数が48名、理事定数12名、監事定数4名、荻柏原土地改良区は1951年から現在まで現行の体制で運営を続けてきました。既に60年経とうとしています。昨年度から各地域選出総代表者19名と理事者4名の「定数削減検討委員会」を設置して検討に入っています。定数が定められた時代から就農者数も減っています。ひとつの削減案を組合員のみなさまにご提示します。

- ① 各地区選出の総代数を1名減らして（現行1名はそのまま）現行の総代定数48名から32名に削減する（案）
- ② 理事選挙区を農業委員の選出区にあわせて、12名から7名に削減する（案）
- ③ 監事定数を現行の4名から3名に削減する（案）

地域ごとにご検討をお願いいたします。その後、削減委員会にみなさまのご意見を持ちよって審議、総代会で定款と選挙規定改正の後、県知事認可を受けて総選挙を行い新しい体制が始まります。

組合員資格喪失通知書の提出について

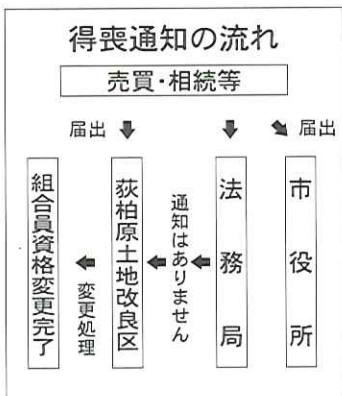
農地の売買・相続等は届出を！

一、地区内の農地を売買・相続等をした場合は、土地改良法により土地改良区への届出義務があります。

二、法務局・市への手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、今まで通り前の組合員へ賦課金が請求されます。徴収に対しても拒否ができません。

三、届出用紙は改良区事務所にあります。遠方の方は、当改良区までご連絡下されば送付いたします。

賦課期日は、四月一日となっています。期日前までに提出して下さい。期日後の提出については翌年度扱いとなります。また、組合員の住所変更が生じた場合も届出をお願いします。



お知らせ

水路に野菜や草を流さないでください！
水路に放り込まれたゴミは下流の田圃に流れ込んで迷惑をかけています。田圃に流れ込むというより、人の心の中に汚物がたどどろくのでしょ。お互いの気持ちに清らかな水がいつも流れるように、ほんのちよっとした心くばりをお願い致します。